



情公 第1593号
平成28年11月 4日

大阪府情報公開審査会
会長 尾形 健 様

大阪府知事 松井



大阪府情報公開条例の改正について（諮問）

大阪府情報公開条例の改正について、大阪府情報公開条例第40条の2第1項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

1 諮問事項

大阪府情報公開条例の改正について

2 趣旨

大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行政文書及び法人文書（以下「行政文書等」という。）の公開請求を行う場合の請求者の責務を規定する。また、行政文書等の公開請求に係る非公開情報の要件について整備する。

3 条例改正の方針案

（1）請求者の責務（第4条関係）

実施機関が保有する行政文書等の公開請求権は、府民の「知る権利」の保障や府政参加の推進などを目的に何人にも認められているところであるが、当該請求権の行使において、一部に権利の濫用ともいえるような不適正な請求と認められるものがある。

そのため、現行条例に規定する行政文書等の公開を受けたものに対する公開情報の適正利用の責務に加え、請求者にとっては、府民の府政参加の推進、府政の公正な運営の確保等の情報公開制度の趣旨・目的に則した適正な請求を行う責務を負う旨を規定する。

（2）行政文書の公開請求に係る非公開要件（第9条関係）

国の行政機関を対象とした行政機関の保有する情報の公開に関する法律にあっては、行政文書の公開請求に係る非公開情報について、個人識別情報に併せて、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報をその対象としている。

条例においても、特定の個人の識別ができなくとも、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報について、その保護を図っていく必要があることから、本規定を設ける。

なお、条例において、非公開情報の個人情報の範囲については、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であることを要件とするいわゆるプライバシー型を採用しているが、引き続き、非公開情報の範囲を必要以上に広げることのないよう当該規定は存置させる。